

潮来市における技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

1 取組方針の策定目的

地方公共団体の技能労務職については、その職務の性格や内容が民間企業の従業員と同一又は類似しているにも関わらず、給与の高額に対する指摘や批判が多くなされています。本市においても、その指摘を真摯に受け止めるとともに、今後も厳しい財政状況が続いていくであろうことを踏まえ、技能労務職員の給与等について総合的に点検を行い、適正な給与制度の確立と運用を図ることが必要と考え、本取組方針を策定したものです。

2 現 状

本市では合併前から電話交換業務、学校給食調理業務や清掃業務などについては民間業者に委託しており、技能労務職員数は、平成19年4月1日現在で、学校用務員、運転手、道路工務員の3つの業種で20人となっています。

また、技能労務職員の給与等については、賃金構造基本統計調査において公表されている民間企業との比較及びラスパイレス指数（平成19年度：107.3）において給与水準が高い結果となっています。

※ラスパイレス指数とは、地方公務員の平均給与額を、職員の学歴別・経験年数別構成などが国家公務員と同様であると仮定して算出し、その数値を国の平均給与額を100として算出した指数のことです。

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢

職 種	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	備 考
用 務 員	53.4 歳	12 人	296,000円	311,800円	
運 転 手	47.5 歳	2 人	313,800円	341,300円	
そ の 他	43.8 歳	6 人	309,800円	340,000円	
計・平均	49.9 歳	20 人	301,900円	323,200円	

(2) 民間従業員の職種ごとの人数・平均給与・平均年齢

職 種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
用 務 員	53.9 歳	227,200円	1.37
運 転 手	43.7 歳	308,900円	1.10

※ 市職員の「その他」とは、道路工務員のことです。

※ 市職員の「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

※ 市職員の「平均給与月額」は、給料月額と手当が含まれるものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※ 「民間データ」は、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査のデータを使用しています。

※ 技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(3) その他技能労務職の給与に関する事項

給料表は就業規則給料表（国家公務員の行政給料表（二）に同じ）を適用しておりますが、職務の経験年数等に応じ行政給料表（一）に昇格する基準を設けています。

手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当をそれぞれ該当者に支給しています。本市では、技能労務職に該当する特殊勤務手当はありません。

3 基本的な考え方

職員定数については、厳しい財政状況の中で退職者の補充抑制を進め定数の適正化を図っていきますが、行政サービスの低下を招かないよう、既存事業の見直しや民間の力を活用した業務委託、委譲及び指定管理者制度等の導入を進めてまいります。

4 具体的な取組内容

平成13年度の合併以来、技能労務職員は採用していませんが、今後も退職者不補充を継続していきます。今後5年間で9名の技能労務職員が定年退職を迎え、平成24年4月には11名となると予測されます。その対策として、民間でできる業種は積極的に委託していくことを検討します。まずは早急に公用車運転業務、学校用務員の民間の活用を積極的に進めていきます。